

別紙4 （第16条第4項関係）

介護員養成研修における本人確認方法等について

1 本人確認の方法について

下記の証明書等の提出もしくは提示を受けることにより行うこと。

なお、提示を受けた証明書等については、原本の提示を受けたうえ、事業者においてその写しを保管すること。

- ・ 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の写しの提出
- ・ 住民基本台帳カードの提示
- ・ 在留カード等の提示
- ・ 健康保険証の提示
- ・ 運転免許証の提示
- ・ パスポートの提示
- ・ 年金手帳の提示
- ・ 国家資格等を有する者については、免許証または登録証の提示

2 確認の時期

課程の受講申込受付時または初回の講義時に行うこと。

ただし、学校教育法における学校における課程については、学校の入学時において上記の確認を行うこととして差し支えないこと。

3 本人確認の際の留意点

ア この本人確認は、研修の受講申込等を行った者が本人であるかどうか等を公的証明書等により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と本人確認書類の住所が同一であることまで求めるものではない。

イ 家庭内暴力の被害者等の方々にも配慮する観点から、受講者より証明書等の提出、提示ができない旨の申し出があった場合は、県に相談するよう指示すること（事業者において証明書等の提出、提示ができない理由の確認を行う必要はない。）。

なお、この場合、別途県より取扱いについて指示するので、それに従うこと。

ウ 国の機関が行う課程にあつては、当該国の機関の長が適当と認める方法により本人確認を行うこととして差し支えないものであること。